

(5) いじめ防止対策基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、及びいじめに対する措置）のための対策に関する基本的な方針を以下に定める。

1 いじめの防止等の対策のための組織

<いじめ対策委員会>

① 活動方針

- 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・評価・改善を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

② 組織

全教職員およびスクールカウンセラー

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 基本的な考え方

- いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- 未然防止を図るためには、生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 指導に当たっては、生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 取組の内容

① 道徳教育・人権教育の充実

- 学校の教育活動全体を通して、思いやりの心を持って友人と接し、いじめをしない・見過ごさない豊かな情操と道徳心を育む。
- 震災の経験から「郷土愛」の意義、「人と人との絆」を考えることができる道徳教育を推進する。
- いわれなき差別や偏見を無くすため、基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育を充実させることにより、人権教育の充実を図る。

② 体験活動の推進

- 生徒の発達の段階に応じて、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、自然体験活

動、集団宿泊活動、ボランティア活動、交流活動などを行うことにより、思いやりの心や規範意識などの育成を図る。

③ 地域ぐるみによる学校支援の推進

- 地域の大人が子どもと向き合う時間を確保するとともに、地域の人々によるボランティア活動等と連携し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進する。

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 基本的な考え方

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
- 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(2) 取組の内容

① アンケート

- 年に3回（6月、10月、2月）、記名で「いじめ等に関するアンケート」を行う。

② 教育相談体制

- 学期に1回（4月、8月、1月）の定期的な教育相談（学級担任との二者面談）を行う。
- 年に3回（4月、7月、11月、2月）、PTA 懇談会の際に、保護者（希望者）との個別懇談を行う。
- 7月、11月に三者面談を行う。
- 教員による生徒からの聞き取りと生徒希望の教育相談を随時行う。
- 養護教諭による保健室来室生徒の観察・相談を行う。
- スクールカウンセラーによる定期的なカウンセリングを行う。

③ その他

- 生活ノート「タイムくん」等から、生徒の悩みを把握する。
- 「ふくしま24時間子どもSOS」や「ダイヤルSOS」など、いじめに関する相談電話を周知する。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- 教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に反し得る。
- 加害生徒に対しては、該当生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、または生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への対応

- 生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- 事実確認のための聴き取り等により判明した情報は、速やかに保護者に伝える。
- 安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- 生徒から事実関係の聴き取りを行う。

- いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、毅然とした指導を行う。
- 聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- 保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(5) ネット上のいじめへの対応

- 不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- 学校内への携帯電話・スマートフォンの持ち込みを禁止する。
- 情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進するとともに、保護者に対しても、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知に努める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

1 学期		2 学期		3 学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4 月	いじめ対策委員会 ・組織の役割 ・活動計画の確認	8 月	二者面談②	1 月	二者面談③
4 月	二者面談①	10 月	いじめ対策委員会 ・中間反省 ・活動計画の確認	2 月	三者面談③ (3 学年のみ)
4 月	保護者個別懇談①	10 月	いじめ等に関するアンケート実施②	2 月	いじめに関するアンケート実施③
6 月	いじめ等に関するアンケート実施①	11	三者面談②	3 月	保護者個別懇談③
7 月	保護者個別懇談② 三者面談①				いじめ対策委員会 ・1 年間の反省 ・来年度に向けての改善点

※ いじめ対策委員会は、その他必要に応じて適宜開催する。

6 重大事態への対処

(1) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 対処の内容

- ① 村教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 村教育委員会の指導のもと、該当事案の調査を行う組織を設置する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - いつ (いつ頃から)
 - 誰から行われ
 - どのような態様であったか
 - いじめを生んだ背景事情
 - 生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - 学校・教職員がどのように対応したか
 などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④ 調査により明らかになった事実関係 (いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか) について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
また、調査結果を村教育委員会に報告する。